

あやせプロモーションクラブ設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あやせプロモーションクラブ(以下「クラブ」という。)の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 綾瀬市の観光振興について、今後のあり方、各種事業の企画実施に必要な検討を行うため市民の検討組織を設置する。

(所掌事項)

第3条 クラブの所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 観光資源開発に関すること
- (2) 観光事業の企画・実施に関すること
- (3) 観光情報収集・発信に関すること
- (4) その他検討の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 クラブは、アドバイザー及び個人をもって組織する。

- 2 クラブのメンバーになろうとする者は、随時あやせプロモーションクラブ入会申込書(第1号様式)によりクラブに入会の申し込みをすることができる。
- 3 前項の申し込みがなされた場合、メンバーの承認を得て、綾瀬市長が委嘱するものとする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 クラブにリーダー1人及びサブリーダー1人を置き、メンバーの互選により定める。

- 2 リーダーは、クラブの会務を総理し、クラブを代表する。
- 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 メンバーの任期は、委嘱を受けた日から第3条に掲げる事項が完了するまでとする。

(会議)

第7条 クラブの会議は、リーダーが招集し、リーダーがその議長となる。
2 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 クラブの庶務は、綾瀬市役所内観光事務主管課において処理する。

(成果の報告)

第9条 リーダーは、所掌事項の成果を市長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、クラブに関し必要な事項は、リーダーがクラブに諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

あやせプロモーションクラブ入会申込書

年 月 日

綾瀬市長

あやせプロモーションクラブ設置要綱第 4 条の規定により、次のとおりあやせプロモーションクラブに入会を申し込みます。

ふりがな	
氏 名	
生年月日 （年齢）	大・昭・平 年 月 日（ 歳）
住所・連絡先	〒 電 話 （ ）
職 業	1 会社員 2 自営業 3 無職 4 その他（ ）
経 歴	（支障がない範囲でお書き下さい。別紙可）
入会希望理由	